

えりも町福祉有償運送等運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 町長は、NPO等によるボランティア輸送としての有償運送（以下「福祉有償運送」という。）の必要性並びにこれらを行う場合における安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等を協議するため、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）に基づき、えりも町福祉有償運送等運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は、法に基づき、次の各号に掲げる事項について協議を行い、議決は出席委員の合意によるものとする。ただし、国及び運営主体は議決に加わらないものとする。また、合意が調わない時は、再協議は第3条第6項に指定された者により行う。

- (1) 福祉有償運送に係る地域内の必要性等に関する事項
- (2) 福祉有償運送に係る輸送の安全の確保及び旅客の利便の確保等に関する事項
- (3) 福祉有償運送に係る輸送活動における利用者からの苦情、事故等に関する事項
- (4) 福祉有償運送に係る旅客から収受する対価に関する事項
- (5) その他、福祉有償運送に関する事項

(協議会の構成)

第3条 協議会は、委員7名以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉有償運送に係る関係者
 - (2) 関係団体及び行政機関
 - (3) 地域住民
 - (4) 学識経験者
- 2 協議会には会長及び副会長を置き、委員の中から互選する。
 - 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
 - 5 協議会は、会長が招集する。
 - 6 会長は、福祉有償運送に係る地域内の必要性等の協議において、協議が

調わなかった場合の調整を行う委員をあらかじめ指定する。

7 委員の任期は3年以内とし、再任は妨げない。

(関係者の意見聴取)

第4条 協議会は必要により運送主体などの関係者の意見を聴くことができる。

(書面議決)

第5条 第2条の規定にかかわらず、次に掲げるものの議決は、書面により行うことができるものとする。

(1) 法第79条の6第1項に定める有効期間の更新の登録に関する事項

(2) 前号のほか協議内容が軽微なものであって、会長が書面によることが
適当と認める事項

2 前項の規定により議決を行った場合は、議決等の経過に関する記録を作成し、その概要を公表するものとする。

(守秘義務)

第6条 協議会委員は、業務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉課において行う。

2 福祉有償運送に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡窓口を定めるものとする。

(福祉有償運送に係る相談等連絡窓口)

えりも町役場保健福祉課障がい福祉係

連絡先：TEL 01466-2-4622 FAX 01466-2-4632

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関する事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。